



JASDAQ

平成 28 年 1 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社フジ・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 遠藤 文樹
(コード番号 7605 JASDAQ)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 多 賀 睦 実
管 理 部 部 長
(TEL. 022-348-3300)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 28 年 1 月 5 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日公表の「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達目的】

当社は、自動車用品の中でもタイヤ・ホイールを専門に扱っており、店舗販売、通信販売及び業者販売により販売しております。店舗販売では、取り扱いをタイヤ・ホイールに限定することで、コンパクトで少人数による効率的な店舗運営、専門的なサービスの提供を行っております。また、店舗では展示された様々な商品をお客様に実際にご覧頂きながら、ご納得頂いた上で購入することができます。出店は、ロードサイドを中心に、エリア特性に合わせて、①輸入車、高級車にターゲットを合わせた「スペシャルブランド店」、②お客様が入りやすい雰囲気を重視した「タイヤ&ホイール館」、③既存のスペシャルブランド店やタイヤ&ホイール館の周辺に位置しサテライト的な役割を持つ「フジファイブデイズ」の3つの形態で展開しております。通信販売は、インターネット上の自社ホームページやネット上のショッピングモールに販売サイトを出店させて、国内外に販売をしております。業者販売は、同業のカー用品等小売店、カーディーラーやホームセンター、ガソリンスタンド等に直接販売するほか、卸売業者経由で販売しております。

当社の取扱商品について、ホイールに関しては、ナショナルブランドとプライベートブランドがあり、それぞれ国内外から直接仕入れ、販売しております。プライベートブランドは、提携先のホイールメーカーと共同開発をし、高品質でかつ低価格で販売いたしております。また、タイヤに関しては、国内や欧米の一流のメーカーの取り扱いを中心に、最近では、アジア製のタイヤの中でも特に品質の良いタイヤを仕入れ、お客様のニーズに対応しております。

当社の基幹システムは、本社各部署・ロジスティックス及び営業店舗に配置されたコンピュータで LAN を構成したもので、これにより全社の仕入データ・売上データ・販売価格データ及び顧客情報を随時更新し必要情報がリアルタイムで引き出せ、機を逃すことのない経営指針の決定を行っております。また、自動倉庫は、基幹システムとリンクしており、受注データから出荷商品呼び込み、自動的に商品の積載されているパレットを出庫します。その後のタイヤとホイールの組込処理も、独自の生産ラインを構築しており、発送業務を飛躍的に向上させております。

当社は多店舗化による大量仕入れで仕入れ価格の徹底見直しを行い、市場での価格競争にプライオリティを持ちつつ、得意とする海外メーカーとの直接取引で価格競争力のある商材を独自のルートで輸入しております。業容拡大に伴い、平成26年6月に新物流倉庫の新設を公表し、平成27年9月に完成いたしました。このことにより、当社の物流倉庫全体では平置き倉庫7,000坪、自動倉庫2基と従来の倍以上となりました。これにより、国内外からの季節商品の先取り購入や繁忙期の商品受入保管体制の改善、新規出店による店舗発送の増加、業者販売の出荷業務拡大が可能となりました。今後は、販売増加に向けて更なる仕入を実行する計画であり、また、財務体質の強化も目的とし、この度の新株式の発行により資金調達を行うこととなりました。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 700,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 28 年 1 月 13 日(水)から平成 28 年 1 月 19 日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 28 年 1 月 26 日(火)
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 遠藤文樹に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 105,000 株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から105,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成28年1月27日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 遠藤文樹に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 105,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 決 定 方 法 払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される
資 本 準 備 金 の 額 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成28年2月15日(月)
- (6) 払 込 期 日 平成28年2月16日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 遠藤文樹に一任する。
- (10) 上記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受会社である野村証券株式会社が当社株主から105,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、105,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成28年1月5日（火）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成28年2月16日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年2月8日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	9,680,000株
公募増資による増加株式数	700,000株
公募増資後の発行済株式総数	10,380,000株
第三者割当増資による増加株式数	105,000株（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	10,485,000株（注）

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,454,620,500 円については、タイヤ、ホイールの仕入に係る運転資金として平成 28 年 10 月期中に全額充当する予定であります。現在、仕入における資金調達は金融機関からの借入が大半ですが、これを増資資金で賄うことにより、借入金利の費用削減につながるると共に、仕入実行のスピードを高め、在庫を豊富に保有することで、天候変動の要因等によるタイヤ需要の急激な増加の際に、販売機会のロスを防ぐことができると考えております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を、タイヤ、ホイールの仕入に係る運転資金に充当することで、当社の収益拡大及び成長に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する長期的利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。中長期視点から経営基盤の確立と自己資本利益率の向上に努め、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、株主総会を決定機関とする期末配当年 1 回を基本的な方針としております。なお、取締役会を決定機関とする中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、新規出店や最新の物流システムの導入、インターネット取引環境の強化等に有効に活用し、競争力及び収益力の向上を図り、将来の事業展開を通じて還元させていただく所存であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 24 年 10 月期	平成 25 年 10 月期	平成 26 年 10 月期
1 株当たり当期純利益	193.26 円	107.87 円	132.06 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	30.00 円 (-)	35.00 円 (-)	20.00 円 (-)
実績配当性向	15.5%	16.2%	15.1%
自己資本当期純利益率	19.7%	18.6%	19.3%
純資産配当率	3.1%	3.0%	2.0%

- (注) 1. 実績配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 平成 26 年 8 月 1 日付で普通株式 1 株につき普通株式 2 株の割合で株式分割を行っております。そのため、平成 25 年 10 月期及び平成 26 年 10 月期の 1 株当たり当期純利益につきましては、平成 25 年 10 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定した数値を記載しております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年10月期	平成26年10月期	平成27年10月期	平成28年10月期
始 値	1,172 円	1,605 円 □1,290 円	1,160 円	2,300 円
高 値	2,265 円	2,660 円 □1,400 円	2,408 円	2,354 円
安 値	1,170 円	1,581 円 □1,114 円	1,138 円	1,981 円
終 値	1,620 円	2,580 円 □1,143 円	2,283 円	2,180 円
株価収益率	7.5 倍	8.7 倍	—	—

(注) 1. 株価は、平成25年7月12日以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2. 平成28年10月期の株価については、平成28年1月4日(月)現在で表示しております。

3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成27年10月期に関しては、決算が確定していないため、株価収益率は記載していません。

4. 平成26年10月期の□印は、株式分割(平成26年8月1日付で株式1株を2株に分割)による権利落後の株価であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である遠藤文樹及び佐々木正男は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。